

令和6年

普通肥料生産数量・輸入数量等報告様式

記入要領

令和7年1月

農林水産省近畿農政局消費・安全部農産安全管理課

I 普通肥料の生産数量・輸入数量等報告様式の記入方法等

1 報告等様式について

普通肥料の生産数量・輸入数量等の報告は、送付しました「普通肥料の生産数量・輸入数量等報告様式」に取りまとめ、ご提出ください。

近畿農政局ホームページ「普通肥料の生産数量・輸入数量等報告について」
(https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/mn/noutiku/hiryoku_seisan_houkoku.html)
からもダウンロードできます。

事業場が複数ある場合には、事業場ごとに記入し、一括してご提出ください。事業場が増える場合には、貴社（殿）にて複写をお願いします。

この報告等の対象は、農林水産大臣への登録に係る普通肥料及び届出に係る普通肥料（指定混合肥料を指す。）となりますので、都道府県知事への登録及び届出に係る肥料については記入しないでください。

また、上記の様式による報告に代えて、肥料情報システム（以下「e肥料」という。）による報告を選択することができます。

報告にあたっては、上記の様式による報告又はe肥料による報告のいずれか1つの方法で報告してください。なお、e肥料を用いて登録又は届出を行った普通肥料であるかを問わず、報告の方法は自由に選択することができます。

2 記入方法について

(1) 事業者情報等

- ①「会社コード」及び「事業場コード」は、記入する必要はありません。
- ②「事業場所在地コード」は、別表の1で確認し、記入してください。
- ③「業者名」、「住所」、「電話番号」、「担当者」、「事業場名」及び「事業場所在地」には、それぞれ貴社（殿）の名称、住所、電話番号、担当者名、事業場の名称及び所在地を記入して下さい。事業場名は、登録申請書等に記載した事業場名として下さい。

なお、住所や事業場名等を報告年の途中で変更した場合は、令和6年12月末のものを報告して下さい。

- ④赤枠は以下の区分を選択（記入）してください。

「生産」は、登録肥料及び指定混合肥料を生産、販売した場合。

「輸入」は、登録肥料及び指定混合肥料を輸入、販売した場合。

「生産・輸入」は、外国生産登録肥料を生産、輸入、販売した場合。

「実績なし」は、生産、輸入、販売のいずれも実績がなかった場合。

(2) 生産数量・輸入数量

この報告は、農林水産大臣への登録及び届出に係る普通肥料となりますので、都道府県知事への登録及び届出に係る普通肥料を誤って記入することのな

いよう、肥料の種類や登録番号等を確認してください。

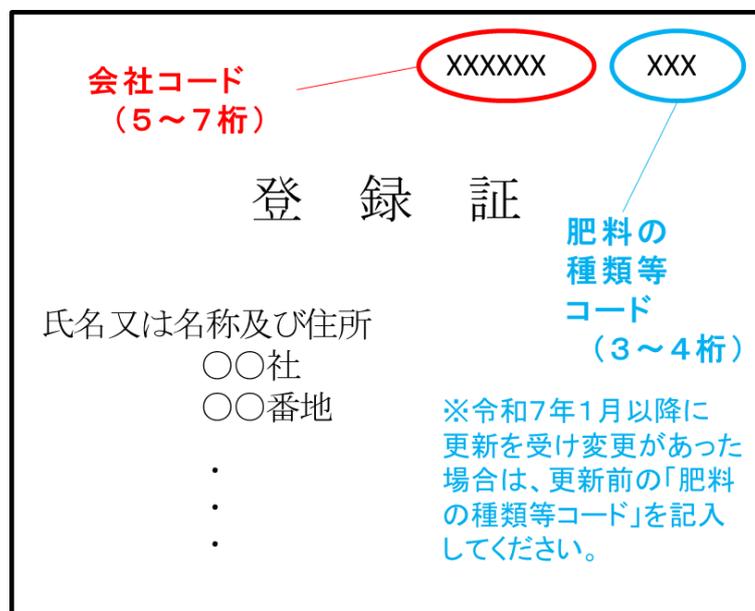
①「外国生産」

外国生産登録肥料の場合にあつては「1」と記入してください。それ以外の場合は、何も記入しないでください。

②「肥料の種類等コード」

生産した肥料について、別表の2に記載の種類等コードから選んで記入してください。農林水産大臣の登録を受けた肥料であれば、肥料の種類等コードは登録証の右上に3～4桁で記載されています（下図参照）。ただし、令和7年1月1日以降に肥料登録の更新を受け、肥料の種類コードが変更となった場合にあつては変更前のコードを記入してください。

(図)



③「登録番号」

生産登録肥料の登録番号を記入してください。(数字のみ記入。「生」「号」等は記入不要。)

指定混合肥料の場合は、何も記入しないでください。

④「肥料の名称」

登録を受けた又は届出を行った名称を正確に記載してください。(ペットネームでの記載は行わないでください)。

⑤「生産数量(トン)又は輸入数量(トン)」

令和6年1月1日から令和6年12月31日の間に生産又は輸入した肥料を種類別及び銘柄別に記入してください(輸出用、肥料以外の工業用及び飼料用に生産した数量は記入しないでください)。

また、記入する数量はトン単位の整数とし、100キログラムの位を四捨五入

してください。

なお、100 キログラムの位を四捨五入しても1トン未満になる場合は、1トンと記入してください。（四捨五入の処理については、「販売数量（トン）」及び「うち原料用（トン）」の場合も同様です。）

汚泥肥料を生産して、「産業廃棄物」として処理した場合は、生産数量に計上しないでください。

⑥「販売数量（トン）」

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、有償・無償を問わず、出荷した数量を記入してください（輸出用、肥料以外の工業用及び飼料用に出荷した数量は記入しないでください）。

⑦「販売数量のうち原料用（トン）」

販売数量のうち、他の肥料の原料用として、他の生産業者等（経済連等を経由した場合を含む。）に出荷した数量を記入してください（自社内で他の肥料の原料とした場合は除いてください。）

⑧「原材料等コード」

肥料を生産した際に、それぞれ該当する数字を記入してください。

☆「堆肥等原料」

- ・原料に特殊肥料の「堆肥」又は「動物の排せつ物」を使用した場合：「1」
- ・他の有機質の原料を使用した場合：「2」
- ・「1」と「2」の両方に当てはまる場合：「3」
- ・これらに該当しない場合：「0」

☆「硝抑材入り」

- ・硝酸化成を抑制する材料を使用した場合：「1」
 - ・使用していない場合「0」
- （硝酸化成を抑制する材料例：ジシアンジアミドなど）

☆「農薬入り」

- ・農薬を使用した場合：「1」
- ・使用していない場合：「0」

（参考）原材料等コードの例

- 堆肥使用、硝抑材使用、農薬なしの原材料等コード：「110」
- 堆肥と米ぬか使用、硝抑材なし、農薬なしの原材料等コード：「300」

⑨「輸入国コード」

別表の3により輸入国のコードを記入してください。

⑩「輸入国名」

輸入国コードで「0」（その他の国）を記入した場合のみ輸入国名を直接記入してください。

- ⑩「輸入国コード」及び「輸入国名」は、原則として肥料を生産した国（原産国）を記入してください。原産国が不明な場合は、輸入先国を記入してください。

3 肥料の生産・輸入等の実績がない銘柄について

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、生産又は輸入及び販売の実績がない銘柄は記載しないでください。

全ての銘柄について生産又は輸入等の実績がない場合には、赤枠内に「実績なし」と記入するか、メールなどに実績がない旨を記載して提出してください。

また、生産及び輸入の両方の業務を行っており、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に一方の実績がない場合は、実績のある業務の報告と併せて、もう一方には「実績なし」と記入の上、ご提出ください。

II 提出方法

電子メール、郵送又はe肥料でご提出をお願いします。

①電子メールでの提出

電子メールでの提出を希望される場合は、下の電子メールアドレスへその旨をお知らせ下さい。提出用エクセルファイル及び入力要領を電子メールにて送付します。

電子メールアドレス：kinki_anzen_kanri@maff.go.jp

②郵送での提出

宛先：〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
近畿農政局 消費・安全部農産安全管理課 肥料担当

③e肥料での提出

e肥料による報告の記入方法は、e肥料の「新着情報一覧」に「e肥料による提出要領」として掲載していますので、e肥料から御覧ください。

III 問合せ先

近畿農政局 消費・安全部農産安全管理課

電話：075-414-9940（直通）

電子メール：kinki_anzen_kanri@maff.go.jp

担当：吉田、玉井、市毛

IV ご要望・ご意見

本報告等に関して、システムを用いたオンライン報告やその他ご要望・ご意見があれば、下記の連絡先に電子メールにてお寄せください。

（連絡先） 大臣官房広報評価課（chousa_goiken@maff.go.jp）

消費・安全局農産安全管理課（nouan_hiryo@maff.go.jp）